

横浜市文化施設における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和3年11月30日改訂 公表版）

※適用期間 令和3(2021)年11月30日から当面の間

目次

- 1 本市文化施設感染症対策の基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
- 2 本ガイドラインの対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
- 3 施設ごとのリスクの確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
- 4 本ガイドラインの対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p5
- 5 参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p5
- 7 施設種別対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p9
 - ・ 共通
 - ・ 展示系施設（展示室、ギャラリー、アートギャラリー）
 - ・ ホール系施設
（大ホール、小ホール、レクチャーホール、本舞台、第二舞台、芸能ホール、能舞台）
 - ・ 練習系施設（練習室、リハーサル室）
 - ・ 講座系施設
（アトリエ、創作室、制作室、陶芸センター貸室、各種教室、自由作陶教室）
 - ・ 集会系施設
（会議室、多目的ルーム、ミーティングルーム、レクチャールーム、和室、茶室）

1 本市文化施設感染症対策の基本的方針

- (1) 本ガイドラインは「令和3年11月25日から当面の間」までの対応を示したものです。
- (2) 各施設とも、感染症対策として、利用人数等について、以下の「施設種別制限内容」及び9ページ以降の「施設種別対策」に沿って対応します。
- (3) 各施設主催事業については、ガイドラインに沿って対策を施してください。
- (4) イベント※実施の際は、神奈川県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者が作成・HP等で公表すること。なお、作成したチェックリストはイベント終了日より1年間保管すること。

クラスター発生、基本的感染防止対策の不徹底等問題が発生した場合は、神奈川県から結果報告資料の提出が求められます。

【チェックリストのフォーマット等（神奈川県HP）】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/callcenter.html>

※「イベント」とは、事前予約制・チケット販売・時間指定(○時～△時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等)の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等(演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等)を指します。

(例) 出席者が特定されていて、集客しない会議、協議会等はイベントではありません。

【施設種別制限内容】

分類	具体的室名	主な制限内容
共通	全室	イベントについては、大声あり※のものは定員の50%以内とする。 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。 大声なし※のものは定員の100%以内での実施が可能。 ※大声の定義を「来場者がステージ上を除く客席又は各室において、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当する。それ以外のイベントは「大声なし」とする。
ホール系	大ホール、小ホール、レクチャーホール、本舞台、第二舞台、芸能ホール、能舞台(練習利用も含む)	ステージ上については、一律にソーシャルディスタンスをとるのではなく、業種別ガイドラインに基づく対応を取るものとする。 客席最前列と出演者のアクティグエリアの間は2m空ける(客席数を確保するため)

		に出演者が下がっても良いが、施設利用者はアクティグエリアの先端部分を決め、出演者がわかるようにマーキングする)。
展示系	展示室、ギャラリー	<p>イベントについては、大声あり※のもので収容定員が設定されている場合は定員の50%以内とする。収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保すること。</p> <p>大声なし※のものは定員の100%以内での実施が可能とする。収容定員が設定されていない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。</p> <p>※大声の定義を「来場者がステージ上を除く客席又は各室において、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当する。それ以外のイベントは「大声なし」とする。</p>
練習室系	リハーサル室、練習室、スタジオ、音楽ルーム、カルチャー工房、音楽工房	<p>管楽器の演奏等については、飛沫拡散等に注意した利用とする。</p> <p>大声での発声、歌唱は適切な距離をとり、対面にならないような並び方を工夫する。</p>
講座系	アトリエ	—
集会室系	会議室、集会室、研修室	—

※横浜能楽堂「研修室」、大倉山記念館「集会室」及びS Tスポットは利用実態に応じた対応。

※長浜ホール「多目的ルーム」、吉野町市民プラザ「会議室」及び岩間市民プラザ「レクチャールーム」の利用は練習室系施設のガイドラインに準じた対応。

2 本ガイドラインの対象施設

(1) 区民文化センター

- a 鶴見区民文化センター（サルビアホール）
- b 神奈川区民文化センター（かなつくホール）
- c 港南区民文化センター（ひまわりの郷）
- d 旭区民文化センター（サンハート）
- e 磯子区民文化センター（杉田劇場）
- f 緑区民文化センター（みどりアートパーク）
- g 青葉区民文化センター（フィリアホール）

- h 戸塚区民文化センター（さくらプラザ）
- i 栄区民文化センター（リリース）
- j 泉区民文化センター（テアトルフォンテ）
- k 瀬谷区民文化センター（あじさいプラザ）
- (2) 横浜美術館（代替会場含む）
- (3) 横浜みなとみらいホール（代替会場含む）
- (4) 横浜能楽堂
- (5) 横浜にぎわい座
- (6) 横浜赤レンガ倉庫1号館
- (7) 横浜市民ギャラリー
- (8) 横浜市民ギャラリーあざみ野
- (9) 横浜市民文化会館 関内ホール
- (10) 吉野町市民プラザ
- (11) 岩間市民プラザ
- (12) 大倉山記念館
- (13) 長浜ホール
- (14) 久良岐能舞台
- (15) 陶芸センター
- (16) 大佛次郎記念館
- (17) S Tスポット

3 施設ごとのリスクの確認

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である（1）接触感染及び（2）飛沫感染のそれぞれについて、スタッフ、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスクの所在を確認してください。

また、集客が見込まれる催しについては、（3）集客施設としてのリスクの所在を確認してください。

(1) 接触感染のリスクの確認

他者と共有する物品やドアノブ等の手が触れる場所と頻度を確認します。高頻度接触部位（ドアノブ、タッチパネル、エレベーターのボタン、電気のスイッチ等）には特に注意が必要です。

(2) 飛沫感染のリスクの確認

換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか等を確認します。

(3) 集客施設としてのリスクの確認

どの程度の人数の移動が見込まれるのか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場者実績等に鑑み、リスクの所在を確認します。

4 本ガイドラインの対象期間

本ガイドラインの取り扱い対象期間は、令和3(2021)年11月30日から当面の間とします。

なお、感染拡大状況によって国、県等の方針が変更になった場合には、本ガイドラインも改訂いたします。

5 参考

(1) 内閣官房通知：

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」

(事務連絡令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

※抜粋添付

(2) 博物館ガイドライン：

博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(公益財団法人日本博物館協会)

(3) 劇場音楽堂等ガイドライン：

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(公益社団法人全国公立文化施設協会)

(4) 合唱ガイドライン：

合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン

(一般社団法人全日本合唱連盟)

項 目	基本的な感染対策
<p>①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底</p>	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> * 大声を「観客等が、㉗通常よりも大きな声量で、㉘反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
<p>②手洗、手指・施設消毒の徹底</p>	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
<p>③換気の徹底</p>	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> * 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<p><input type="checkbox"/>入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p><input type="checkbox"/>休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <p style="padding-left: 20px;">* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/>大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">* 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること。</p>
⑤飲食の制限	<p><input type="checkbox"/>飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p><input type="checkbox"/>食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p><input type="checkbox"/>長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛</p> <p style="padding-left: 20px;">* 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/>自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する <ul style="list-style-type: none"> *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/>練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 <ul style="list-style-type: none"> *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/>出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 <ul style="list-style-type: none"> *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/>入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 <ul style="list-style-type: none"> *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/>時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

〈施設種別対策〉

(対象) 凡例 来場者：公演や企画展などの鑑賞や講座等への参加のため、施設に来訪する方 施設利用者：施設を借りて利用する方 施設管理者：指定管理者			
--	--	--	--

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
A00	共通	来場者 施設管理者 施設利用者	政府の示す「新しい生活様式」に沿った行動を心掛ける。	●
A01	共通	来場者	施設入館時に手指消毒又は洗面所で石けんによる手洗いをお願いする。	◎
A02	共通	施設管理者 施設利用者	貸館の公演主催者に対し、各貸出施設の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請する。	◎
A03	共通	来場者	来場者にはマスク着用をお願いする。 健康上の理由によりマスクを着用できない方を配慮する。	◎
A04	共通	施設管理者	施設側スタッフはマスク着用を必須とする。	◎
A05	共通	来場者	削除	
A06	共通	施設管理者	来場者が列をつくる場所（受付や出入口、トイレ等）の床には十分な間隔（最低1m）おきに待機線（マーキング）を貼る。	●
A07	共通	施設管理者	窓口受付やチケット・物品販売等来場者と対面する場所へのアクリル板や透明ビニールカーテンなどの遮蔽物を設置する。	◎
A08	共通	施設管理者	現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済の導入を検討するとともに、チケットレス化を検討。できない場合は現金をトレーに載せて対応するなどの工夫をする。	●
A09	共通	来場者	来館前の検温実施の要請のほか、発熱（37.5℃を目安として）又は風邪の症状がある場合の来館自粛を求める旨を、ホームページ等で周知するとともに、施設の入口に掲示する。	◎
A10	共通	施設管理者	出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。	◎
A11	共通	施設管理者	ユニフォーム等をこまめに洗濯する。	◎
A12	共通	施設管理者	【機械換気による場合】 ・ビル管理法における特定建築物に該当する施設については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ・特定建築物に該当しない施設においても、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時30m ³ ）が確保できていることを確認すること。 【自然換気による場合】 ・換気回数（部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数）を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とする。 ・空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。	◎
A13	共通	施設管理者	手が触れる場所をこまめに消毒する（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン等）。手を触れないで済む工夫が可能であれば検討する。	◎
A14	共通	施設管理者	コインロッカー、傘立て等、来館者が利用する設備類は、こまめに消毒する。	◎
A15	共通	施設管理者	貸出備品類（楽器を除く）は適宜消毒する。楽器を貸し出す際には、使用前後の手洗をお願いする。	◎
A16	共通	施設利用者	備品を利用する際には前後に石けんによる手洗い又は手指消毒を行うこと。機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。	◎
A17	共通	施設管理者	長時間滞留の防止策として、ロビー等では隣同士で座れないような対策をとる。	◎
A18	共通	施設管理者 施設利用者	感染対策への協力の呼び掛け（体調不良時の来館とりやめ、マスク着用、ハンカチ持参、施設利用前後の会食の自粛等）や、入場制限、利用定員、などの案内等についての広報（WE Bサイト、ちらし掲出等）を行う。	◎
A19	共通	施設利用者	パンフレット、ちらし、アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにする。プレゼント差し入れは控えるようにお願いする。	◎
A20	共通	施設管理者	トイレの蓋がある場所では蓋を閉めて水を流すよう、お願いの掲示をする。個人用タオルやハンカチを持参していただくよう、事前にお知らせし、ハンドドライヤーの利用は中止する。	◎
A21	共通	施設管理者	ショップ、カフェ、図書コーナー等については、各業種別ガイドラインを参照して営業する。 ※近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（オール日本スーパーマーケット協会他） 外食業の事業継続のためのガイドライン（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会） 図書館における新型コロナウイルス拡大予防ガイドライン（日本図書館協会）	◎

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
A22	共通	施設管理者	施設利用者、来場者向けにマスク販売は可とする。	●
A23	共通	施設利用者 施設管理者	氏名連絡先と人数のみ）を把握し、名簿の作成を依頼する。利用団体代表者は、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを利用者へ事前に周知する。 ※神奈川県LINEコロナお知らせシステムの導入を推奨する。 ※神奈川県LINEコロナお知らせシステムを導入し、登録した場合には名簿の作成は不要とする。 ※施設管理者が行う自主事業においても、同様の扱いとする。 ※個人情報を収集した場合には、来場者に新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする連絡以外には使用しないことをあらかじめ伝え、1か月をめぐりに確実にシュレッダー等で廃棄する。	◎
A24	共通	来場者	大声での会話は極力回避していただく。	●
A25	共通	施設管理者	削除	
A26	共通	施設管理者 施設利用者	スタッフ控室、更衣室等でも3密や対面での会話を避ける工夫をとる。	◎
A27	共通	施設利用者	こまめな水分補給等、必要に応じて熱中症対策を行う。	◎
A28	共通	施設利用者	ごみは利用者が持ち帰る。	◎
A29	共通	施設利用者	飲食は自粛する。 やむを得ない場合は、感染リスクが高いため、次の事項を厳守とする。 ○対面禁止・食事中の会話禁止・十分な間隔の確保・施設の指定した場所 なお、熱中症対策のための水分補給は可能とする。	◎
A30	共通	施設管理者	3密にならず、換気が適切に行われている場所を飲食ができる場所として指定する。 また、飲食は感染リスクが高いことを利用者に伝え、共通認識とする。	◎
A31	共通	施設管理者	所属長等は、執務前までに施設職員の健康状態を確認すること。施設職員は、発熱やかぜ等の症状がある場合は所属長等に速やかに報告すること。 施設職員から体調不良の報告を受けた所属長等は、当該職員を帰宅させる等の対応を直ちに検討すること。	◎
A32	共通	施設管理者	施設において、施設職員や利用者の感染（疑い含む）を把握した場合には、報告様式に基づき、文化振興課あてに、速やかに報告する。	◎
A33-1	共通	施設管理者 施設利用者	A33-1 イベントについては、大声あり※のものは定員の50%以内とする。 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。 大声なし※のものは定員の100%以内での実施が可能。 ※大声の定義を「来場者がステージ上を除く客席又は各室において、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当する。それ以外のイベントは「大声なし」とする。 11/24までに予約した利用については、上記のことについてご理解いただき、やむを得ない場合は、予約時の計画通り実施可能です。	◎
A33-2	共通	施設管理者 施設利用者	A33-2 イベント※実施の際は、神奈川県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者が作成・HP等で公表する。なお、作成したチェックリストはイベント終了日より1年間保管すること。 クラスター発生、基本的感染防止対策の不徹底等問題が発生した場合は、神奈川県から結果報告資料の提出が求められます。 【チェックリストのフォーマット等（神奈川県HP）】 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/callcenter.html ※「イベント」とは、事前予約制・チケット販売・時間指定（〇時～△時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等）の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等）を指します。	◎
A34	共通	施設管理者 施設利用者	催しについてチケットの販売数の考え方をできるだけ周知する。 また、チケットを定員の50%を超えて100%以内にて販売する場合には、マスクの着用が必須であることや、入場時の検温の結果によっては入場をお断りすること、その際の払戻の規定等について周知を行う。	●
A35	共通	施設管理者 施設利用者	イベントについては、来場者全員の入室前の検温を実施すること。	◎
A36	共通	施設利用者	合唱を行う際は、使用する部屋や練習・本番等の利用実態にかかわらず、歌手同士の距離については、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」（一般社団法人全日本合唱連盟策定）を遵守する。 連続した練習時間は30分以内かつ、5分以上の換気を行う。	◎
A37	共通	施設管理者 施設利用者	施設内外に混雑が生じることがないように人数管理、人数制限、誘導等の「入場整理」を徹底する。	◎

〈施設種別対策〉

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
B01	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	対面での会話を極力回避する。人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。	◎
B02	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	
B03	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	入場時のチケットのもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を着用する。また来場者が自分で半券を切って箱に入れ、施設管理者がそれを目視で確認する方式等もぎりの簡略化の導入も検討する。	●
B04	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	自動音声による注意喚起等特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。	◎
B05	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	◎
B06	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	イベントについては、大声あり※のもので収容定員が設定されている場合は定員の50%以内とする。収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保すること。 大声なし※のものは定員の100%以内での実施が可能とする。収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。 ※大声の定義を「来場者がステージ上を除く客席又は各室において、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当する。それ以外のイベントは「大声なし」とする。 11/24までに予約した利用については、上記のことについてご理解いただき、やむを得ない場合は、予約時の計画通り実施可能です。	◎
B07	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室内においても、フロアマーカ等の設置等の工夫を行い、来館者同士の距離を確保する（最低限、人と人が接触しない程度の間隔）。屋外展示も同様とする。	◎
B08	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示設営時に人と人との間隔を極力とる。	●
B09	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	
B10	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	
B11	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室内（屋外展示の場合は展示エリア）における会話制限を行う。	◎
B12	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	
B13	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いため展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。また、屋外展示の場合は、鑑賞者が作品に直接手で触れることがないように注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う。	●
B14	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室、特に展示ケースのガラス面の清掃時における感染防止のため、消毒を徹底する必要がある。また、来館者がケースに触れる機会を減らすために、パーティション等を使ってケースと入館者の間に距離を置く。	●
B15	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	オーディオガイド、ヘッドフォン等の貸出物については、十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸出中止とする。	◎

〈施設種別対策〉

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
C01	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	イベントについては、大声あり※のものは定員の50%以内とする。 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。 大声なし※のものは定員の100%以内での実施が可能。 ※大声の定義を「来場者がステージ上を除く客席又は各室において、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当する。それ以外のイベントは「大声なし」とする。 11/24までに予約した利用については、上記のことについてご理解いただき、やむを得ない場合は、予約時の計画通り実施可能です。	◎
C02	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	客席最前列と出演者のアクティングエリアの間は2m空ける。この際、客席数を確保するために出演者が下がっても良いが、施設利用者はアクティングエリアの先端部分を決め、出演者がわかるようにマーキングする。 舞台から客席までに高低差がある場合には飛沫の飛ぶ距離が長くなるため、距離について十分な配慮をする。	◎
C03	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	入退場時や集合場所、舞台上、楽屋、控室等における人と人との距離を確保する。	●
C04	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。また券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。	◎
C05	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	事前に余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑を緩和する。	●
C06	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。	◎
C07	ホール系施設 (ホール、講堂等)	来場者	入待ち及び出待ちは控えていただく。また、プレゼント及び差し入れも控えていただく。	◎
C08	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	パンフレット等の物販を行う場合、購入者には十分な間隔（最低1m）を空けていただく。	◎
C10	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	物販に関わる関係者は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用。多くの人が触れるようなサンプル品、見本品は取り扱わない。	◎
C11	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	出演者間でも感染拡大を防ぐため、石けんによる手洗い又は手指消毒等感染防止対策を行う。	◎
C12	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	出演者、スタッフ等は各自検温し、発熱がある場合には自宅待機とする。また風邪の症状がある場合にも自宅待機を促す。	◎
C13	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設管理者 施設利用者	楽屋においても、適宜ドアや窓を開けるなど換気を行う。	◎
C14	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	ステージ上については、一律にソーシャルディスタンスをとるのではなく、業種別ガイドラインに基づく対応を取るものとする。 客席、ロビー、控室、楽屋、廊下等館内の他の場所においては十分な距離を確保する。 なお、利用前後や休憩中もマスクを着用する。	◎
C15	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。	◎
C16	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	管楽器を使用する場合は唾受けを使用し、使用後は必ず持ち帰る。	◎
C17	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	入場時のチケットのもぎりの際は、マスクや手袋を着用。また来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認する方式等もぎりの簡略化の導入も検討。	●
C18	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設管理者	ドリンクコーナーを営業する場合は、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（オール日本スーパーマーケット協会他）」及び「外食業の事業継続のためのガイドライン（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会）」に沿った感染防止対策をとること。 ※近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。	◎
C19	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設管理者	オペラグラス、ブランケット等の貸し出し物品については十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。クロークサービスは中止する。	◎
C20	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者 来場者	休憩時のホワイエで、来場者同士の距離確保を呼び掛ける。	●

〈施設種別対策〉

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
D01	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設管理者	削除	
D02	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	大声での発声、歌唱は適切な距離をとり、対面にならないよう並び方を工夫する	◎
D03	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	利用にあたっては対面は極力避け、十分な身体的距離（最低1m）をとる。	◎
D04	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	管楽器を使用する場合は唾受けを使用し、使用後は必ず持ち帰る。	◎
D05	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	削除	
D06	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設管理者 施設利用者	機械換気に加え、必要に応じて窓や扉の開放等により自然換気を行う。	◎
D07	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設管理者	利用枠の間は、常時ドア、窓等を開けるなどにより換気を行う。	◎
D08	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	削除	
D09	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	管楽器の演奏等については、定員を50%を超えて100%以内とする場合は、楽器用マスクや遮蔽版を設置する等の飛沫拡散対策を行うものとする。	◎
E01	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設利用者	削除	
E02	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設利用者	削除	
E03	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設利用者	削除	
E04	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設管理者	削除	
F01	集会系施設 (和室、会議室等)	施設利用者	削除	
F02	集会系施設 (和室、会議室等)	施設利用者	削除	